

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 10 | 子ども・子育て支援事務に関する基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援に関する事務 |
| ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②教育・保育給付認定に関する事務 ③利用者負担額等算定・徴収事務 ④施設型給付事務 ⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑥施設等利用給付事務 |
| ③システムの名称 | 1. 子ども・子育て支援システム 2. 個人住民税システム 3. 団体内統合利用番号連携システム 4. 中間サーバ 5. サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 子ども・子育て支援情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表項番9、127 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 及び 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17項、第20項、第155項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 三田市 子ども・未来部 保育振興課 |
| ②所属長の役職名 | 三田市 子ども・未来部 保育振興課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 総務部 総務課 079-559-5031 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 三田市 子ども・未来部 保育振興課(079-559-5073) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、マイナンバーを確認している。また、マイナンバー入力にあたっては、データ連携システムより取得しており、原則的に職員による手入力を行っていない。なお、マイナンバーを利用した情報照会時には複数人での確認や照会記録を残している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ①研修計画を策定している。 ②事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(年1回) |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------|--|---|------|------------------------------------|
| 平成31年4月26日 | 部署 | 三田市 健康福祉部 こども支援課 | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | 所属長 | 三田市 健康福祉部 こども支援課 上馬 佳紀 | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課長 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | 請求先 | 三田市 総務部 総務課 | 三田市 経営管理部 行政管理室 総務課 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | 連絡先 | 三田市 健康福祉部 こども支援課 | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課 | 事後 | |
| 平成31年4月26日 | リスク対策 | | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課長 | 事後 | |
| 令和3年1月21日 | 事務の概要 | ①申請書や届出書に関する確認事務 ②支給認定事務 | ①申請書や届出書に関する確認事務 ②教育・保育給付認定に関する事務 | 事後 | |
| 令和3年1月21日 | 対象人数 | 平成27年8月31日時点 | 令和2年12月31日時点 | 事後 | |
| 令和3年1月21日 | 取扱者数 | 平成27年8月31日時点 | 令和2年12月31日時点 | 事後 | |
| 令和3年1月21日 | リスク対策 | 2・3・6・7・9 特に力を入れている | 2・3・6・7・9 十分である | 事後 | |
| 令和5年1月4日 | システムの名称 | 1. 子ども・子育て支援システム 2. 個人住民税システム | 1. 子ども・子育て支援システム 2. 個人住民税システム | 事前 | 令和5年1月4日よりサービス検索・電子申請機能を追加す 再実施 |
| 令和5年1月4日 | 対象人数 | 平成27年12月31日時点 | 令和4年11月30日時点 | | |
| 令和6年4月1日 | 部署 | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課 | 三田市 子ども・未来部 保育振興課 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | 所属長 | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課長 | 三田市 子ども・未来部 保育振興課 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | 連絡先 | 三田市 子ども・未来部 子育て応援室 保育振興課 | 三田市 子ども・未来部 保育振興課 | 事後 | |
| 令和7年7月16日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 | 法令上の根拠 番号法 第9条第1項 別表第一項番8、94 | 法令上の根拠 番号法 第9条第1項 別表項番9、127 | 事後 | 番号法改正により修正 |
| 令和7年7月16日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | ②法令上の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二第13項、第16項、第116項 | ②法令上の根拠 番号法第19条第8号 及び 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17項、第20項、第155項 | 事後 | 番号法改正により修正 |
| 令和7年7月16日 | I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用 | | — | 事後 | 様式改定により追加 |
| 令和7年7月16日 | IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 | | 十分である <判断の根拠> 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、マイナンバーを確認している。また、マイナンバー入力にあたっては、データ連携システムより取得しており、原則的に職員による手入力を行っていない。なお、マイナンバーを利用した情報照会時には複数人での確認や照会記録を残している。 | 事後 | 様式改定により追加 |
| 令和7年7月16日 | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | | 十分である <判断の根拠> ①研修計画を策定している。 ②事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(年1回) | 事後 | 様式改定により追加 |
| | | | | | |